平成26年 第2回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成26年11月7日

筑西広域市町村圏事務組合

平成26年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (11月7日)

議事日程
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者
職務のため出席した者 ····································
諸般の報告
開 会
開 議
新議員の紹介
仮議席の指定
諸般の報告
管理者提出議案の報告
議会運営委員長の報告
議席の指定について
会議録署名議員の指名
会期の決定
管理者の招集挨拶
一般質問
1. 飯島重男君10
2. 増渕慎治君
3. 加茂幸恵君
議案第7号の上程、説明、質疑、採決22
監査委員就任の挨拶
議案第8号、議案第9号の上程、説明、質疑、採決23
議案第10号の上程、説明、質疑、採決25
議案第11号、議案第12号の上程、説明、質疑、採決26
議案第13号の上程、説明、質疑、採決33
認定第1号の上程、説明、質疑、採決36
閉会中の継続審査の申し出について47

閉 会 ………………………47

平成26年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成26年11月7日(金)午前10時開会 筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5議案第 8号財産の取得について議案第 9号財産の取得について

(2案一括上程)

- 日程第 6 議案第10号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について
- 日程第 7 議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正について 議案第12号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について (2案一括上程)
- 日程第 8 議案第13号 平成26年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 認定第 1号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定 について
- 日程第10 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員(19名)

仁 亚 1番 大 山 和 則 君 2番 実 君 3番 田 中 隆 徳 君 4番 稲 川新 君 5番 増 渕 慎 治 君 6番 尾 木 恵 子 君 7番 早 瀬 悦 弘 君 葉 8番 里 子 君 稲 9番 風 野 和 視 君 10番 島 重 男 君 飯

恵 12番 堀 健 君 13番 秋 Щ 君 江 14番 城 正 德 君 守 茂 君

 14番
 赤 城 正 德 君
 15番
 箱 守 茂 樹 君

 16番
 榎 戸 甲子夫 君
 17番
 加 茂 幸 恵 君

18番 池 田 二 男 君 19番 金 子 健 二 君

20番 大 里 榮 作 君

欠席議員(1名)

理

者

11番 増田 昇君

須 藤

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

茂君

副管理者 大 秀 喜 君 常任幹事 正 好 君 塚 滝 澤 常任幹事 堀 幹 也 君 常任幹事 彦 君 小 潮 昭 田 会計管理者 北 條 君 事務局長 洋 子 横 田 有 司 君 事務局総務課長 事 務 氷 鉋 博 君 福 田 洋 君 企画財政課長 筑西遊湯館長 県西総合公園 齋 久 貴 君 藤 唯 君 兼 田 司 管理事務所長 きぬ聖苑場長 理 事 消防本部 環境センター 近 藤 邦 男 君 柴 勝 昭 君 消防 消防本部消防次長 筑 西 市 秘 書 課 長 伊藤 好 君 稲 見 浩 之 君

副管理者

前

場

文 夫 君

職務のため出席した者

 事務局総務
 企画財政課長

 課長補佐兼
 杉山雄一君
 補佐兼広瀬浩孝君財政グループ係長

事務局総務課 総務グループ 岡 崎 瑞 穂 君 係 長

◎諸般の報告

〇議長(赤城正徳君) おはようございます。

議会開会に先立ちまして、消防長より発言を求められておりますので、これを許します。 柴消防長。

〔消防本部消防長 柴 勝昭君登壇〕

〇消防本部消防長(柴 勝昭君) おはようございます。冒頭から大変申しわけございません。このたび、当消防本部の若い職員が酒気帯び運転で逮捕されるという事件が発生いたしました。このことにつきまして、ご報告とおわびを申し上げたいと存じます。

今回の酒気帯び運転による逮捕事件については、プライベートなことであるものの、各報道機関に も取り上げられ、関係機関の皆様や住民の方々に対しご迷惑やご信頼を損なうこととなりましたこと に謹んでおわびを申し上げます。

事件の内容でございますが、当事者は、昨年4月1日付で採用した桜川消防署真壁分署勤務の消防 士、21歳の職員でございます。当事者は、9月20日、夕方5時ごろから、友人1人、この友人は消防 職員ではございません、その2人で古河市の居酒屋で酒を飲み始め、その後、2軒の店で飲酒を繰り返し、午後11時過ぎに飲酒運転により古河市の友人を自宅に送り、帰宅に向かうも、運転途上、眠気に襲われ、結城市久保田地内の市道上に車をとめて休んでおりました。そのときに、警ら中のパトロールカーに気がつき、動揺して車を発進、停止命令にも気づかず、下妻方面に約300メートル走行し停車、飲酒検査を受け、0.25ミリグラム以上のアルコールが検出され、道路交通法違反の現行犯で逮捕されたものでございます。

今回、職員がこのような不祥事を起こし、1人の非行により筑西広域消防本部全体の信用が失われたことは誠に遺憾で、痛恨のきわみでございます。消防本部としても、幹部会議や課長、署長会議の席上、人事管理の重要性について厳しく所属長に示達してきており、特に事件が起こる前の8月、9月の幹部会議では、所属長に対し、公務員としての信頼や資質が問われるような問題は起こさないよう、職員のあらゆる部分を把握し、若い職員を育て、事故防止を含め指導、教育するよう示達したばかりでございました。

処分決定につきましては、報道機関にも取り上げられていることから、早急な処分決定が必要と考え、9月25日に懲戒審査委員会を開催し、審議結果を裁定し、当日処分言い渡しを行ったものでございます。なお、当事者については、同日付で依願退職届が提出されたため、処分言い渡し後、退職辞令を交付いたしました。処分内容につきましては、当事者の消防士は停職6カ月の懲戒処分、直属の所属長である真壁分署長は訓告処分、桜川消防署長は厳重注意処分、桜川消防署副署長は口頭注意処分といたしました。

昨年8月から、消防本部を含む全署所において、就業前の朝、勤務者全員での交通事故防止及び注

意喚起の一斉唱和を行っていたところでございますが、誠に残念でなりません。9月22日、緊急幹部会議を開催し、各所属長に対し、所属職員の人事管理について徹底するよう示達し、9月25日、26日に開催しました技能伝承生涯学習の席上、全消防職員を本部に集め、事故のあらまし及び再発防止について消防長訓育を行いました。また、10月中に全署所について消防長点検を実施し、職責の自覚や非行防止について訓示を行ったところでございます。さらには、飲酒運転の厳禁と危険ドラッグ吸引等を含めた公務員倫理を再認識させるため、職員と家族の署名、捺印による誓約書を全署員に提出させ、自己管理の徹底と家族協力を強く依頼したところでございます。

今後においても、綱紀粛正に努め、名誉、信頼回復のため、職員一丸となって消防業務に邁進し、 消防人としての資質の向上を図っていく所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。このた びは誠に申しわけありませんでした。

◎開会の宣告

〇議長(赤城正徳君) これより平成26年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

(午前10時08分)

◎開議の宣告

○議長(赤城正徳君) ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立しております。 なお、欠席通知のあった者は、増田昇君、1名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎新議員の紹介

〇議長(赤城正徳君) まず、今般の組合議員任期満了に伴い、新たに組合議員となられました方々のご紹介をいたします。

ご紹介にあたりまして、その場でご起立願えれば幸いと存じます。

桜川市、大山和則君。

同じく、仁平 実君。

同じく、風野和視君。

同じく、飯島重男君。

増田 昇君は欠席であります。

以上で紹介を終わります。

◎仮議席の指定

〇議長(赤城正徳君) この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎諸般の報告

〇議長(赤城正徳君) 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

〇議長(赤城正徳君) 次に、本会議に提出する議案につきましては、既に管理者より配付されたと おりであります。

[管理者配付文書]

筑広組発第133号 平成26年11月7日

組合議会議長 赤城正徳 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須 藤 茂

平成26年第2回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成26年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のと おり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(平成26年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

議案第 7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 8号 財産の取得について

議案第 9号 財産の取得について

議案第10号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正について

議案第12号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について

議案第13号 平成26年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)

認定第 1号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について

◎議会運営委員長の報告

〇議長(赤城正徳君) 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る11月4日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、尾木恵子君。

〔議会運営委員長 尾木恵子君登壇〕

〇議会運営委員長(尾木恵子君) おはようございます。

報告に先立ちまして、今般、桜川市議会選出議員の任期満了に伴いまして、新たに桜川市から飯島 重男議員、再任で仁平 実議員が議会運営委員に選任されております。また、空席となっておりまし た議会運営委員会の副委員長には桜川市の仁平 実議員が選任されましたので、ここにご報告申し上 げます。

それでは、平成26年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る11月4日、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてでありますが、本日1日と決定いたしております。

日程第3は、一般質問であります。

日程第4は、議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第5は、議案第8号 財産の取得について及び議案第9号 財産の取得についての2案を一括 上程するものであります。

日程第6は、議案第10号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてであります。

日程第7は、議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正について及び議案第12号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についての2案を一括上程するものであります。

日程第8は、議案第13号 平成26年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)であります。

日程第9は、認定第1号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてであります。

日程第10は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、 ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(赤城正徳君) 以上で報告を終わります。

◎議席の指定について

〇議長(赤城正徳君) これより議事日程に入ります。

まず、日程第1、議席の指定についてであります。

今回組合議員になられた方々の議席につきましては、組合会議規則第3条第1項の規定により、議

長において指定いたします。

氏名とその議席番号を朗読いたさせます。

杉山総務課長補佐兼係長。

〇事務局総務課長補佐兼総務グループ係長(杉山雄一君) 議席を朗読いたします。

1番議席に大山和則議員、2番議席に仁平 実議員、9番議席に風野和視議員、10番議席に飯島重 男議員、11番議席に増田 昇議員。

以上でございます。

○議長(赤城正徳君) ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(赤城正徳君) 次に、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、3番、田中隆徳君、18番、池田二男君、両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(赤城正徳君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存 じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(赤城正徳君) ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

〇議長(赤城正徳君) この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。 須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

〇管理者(須藤 茂君) 平成26年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用のところ本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 初めに、過日の桜川市議会の任期満了による改選で、大山和則議員、仁平 実議員、風野和視議員、 飯島重男議員、増田 昇議員が選出され、組合議員となりました。心からお祝いを申し上げます。今 後とも、当組合の発展にご尽力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、冒頭消防長から報告がありましたとおり、消防職員の飲酒運転によります逮捕事件につきま しては、誠に遺憾なことでありまして、議員並びに関係各位の皆様に多大なるご迷惑をおかけしまし た。心からおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。今後は、市民の皆様の期待に応える べく、職務に精励させるとともに、さらに綱紀の粛正に努めてまいりますので、特段のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

次に、組合の事務事業について若干ご報告を申し上げます。まず、筑西遊湯館でございますが、平成26年度上半期の利用状況は、利用総数が11万7,416名で、前年度同期と比較すると2,644名、2.3%増となっております。また、今年度より17種類のカルチャー教室を開講し、利用者の確保に努めてまいりました。引き続き、PR活動の強化、各種イベント等を開催し、施設の利用しやすさや魅力向上に努めてまいります。

次に、県西総合公園でございますが、平成26年度上半期の来園者状況は、来園者数が14万9,809名で、前年度同期と比較すると6,743名、4.7%の増となっております。また、茨城県の施工により進められていた足に優しいゴムチップ入り防水アスファルトによるマラソンコースの整備、園路の夜間照明灯改修工事も終了しました。今後も、公園の利用促進を図るとともに、公園利用者が快適に利用できるよう園内の環境美化に努めてまいります。

次に、環境センターでございますが、平成26年度上半期のごみ搬入状況は3万1,462トン、昨年同期と比較すると666トン、2.1%の減となっております。し尿搬入状況でございますが、1万8,806トンで、昨年同期と比較すると674トン、3.5%の減となっております。

かつて環境センター敷地に埋め立てられた廃棄物撤去につきましては、今年度の2,498立方メートルの撤去処分を終了してございます。これにより、推計総量3万5,400立方メートルのうち累計処分量が2万1,863立方メートルとなり、全体の約62%を終了しております。このことから、あと4年程度で全量撤去処分が完了できるものと考えております。

ごみ焼却施設につきましては、平成11年から14年度にかけて整備されましたが、施設の経年劣化と ともに維持補修費が増加傾向となっております。費用対効果を考慮し、効率的な施設運営を図るべく、 職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

次に、消防関係でございますが、平成26年度上半期の広域圏内の火災件数は40件で、昨年に比較しまして3件減少してございます。火災による死者2名、負傷者が5名発生してございます。また、救急出場件数につきましては3,824件で、昨年より66件増加している状況でございます。年々増加する救急出場に備え、救急救命装備の充実と救急救命士をはじめ職員の資質向上に努めてまいります。

また、本年度購入した結城消防署の消防ポンプ自動車と桜川消防署真壁分署の高規格救急自動車については、年度内配備に向けて準備を進めている状況でございます。

最後に、来る11月16日、日曜日に第16回目となります広域イベント「やっぺえ」を開催いたします。 今回は、筑西広域圏のさらなる一体感の醸成を目指し、この地域特産の「米・ごはん」をイベントテーマに、ご家族そろって楽しめる内容となっておりますので、皆様のご臨席を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、今定例会の提出案件について申し上げます。人事議案が1件、財産の取得議案が2件、

法定協議会規約改正議案が1件、条例改正議案が2件、補正予算議案が1件、決算認定が1件でございます。なお、平成25年度決算主要施策説明書を併せて提出いたしましたので、ご参照いただきたいと存じます。

議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては各担当が説明いたしますので、十分ご審議の上、 ご賛成賜りますようよろしくお願い申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございま す。

◎一般質問

- **〇議長(赤城正徳君)** 次に、日程第3、一般質問であります。
 - 一般質問は、通告順に従って発言を許します。

この際、申し上げます。議事の都合により、議員の発言は3回まで、答弁を含め60分以内、質疑につきましては3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

それでは、10番、飯島重男君。

[10番 飯島重男君登壇]

〇10番(飯島重男君) おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告したとおり一般質問をさせていただきます。

まず最初に、今回、桜川市から5人の広域議員になりました。任期中、責任を果たしたく、十分頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告しました大和分署の現況と桜川署の今後の整備について質問させていただきます。 広域市町村圏事務組合の中で、消防署、圏域20万の都市の住民の安心安全、生命、財産を守るため日 夜活動していただきまして、本当にありがとうございます。特に今回私が質問する大和分署、桜川署 は、大和分署につきましては、昭和58年開設しまして、築30年が過ぎております。岩瀬、桜川署にお いては、昭和48年開設いたしまして、築40年が過ぎております。

平成23年、東日本大震災では広域市町村圏事務組合施設に甚大な被害がもたらされました。あれから3年8カ月有余が経過しましたが、消防という、自然災害に迅速に対応すべき消防施設においても甚大な被害がもたらされてきたとおりでございます。現在、大和分署がプレハブ施設において任務を遂行している状況は早急に解決していかなければならないと考えます。また、桜川署においては狭隘、消防職員は24時間体制の職務であり、職場環境の整備や任務の効用、そして消防士としての人間的資質の向上から考えても、この狭隘な施設を改善することは非常に重要であり、大切ではないかと考えます。

こういう状況を一日でも早く改善して、圏域内、桜川市住民の安心安全を見守るためには、もう考えている時期ではございません、実行していただかなければならない時期であると考えます。この状況に対し、現況の説明と今後の方針あるいは具体策があれば、ご答弁をよろしくお願いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(赤城正徳君) 飯島重男君の第1回の質問に答弁願います。 柴消防長。

〔消防本部消防長 柴 勝昭君登壇〕

〇消防本部消防長(柴 勝昭君) 飯島議員さんのご質問にお答えをいたしたいと存じます。

初めに、桜川消防署大和分署の現況についてご説明したいと思います。平成23年3月11日、東日本大震災により、昭和40年代に建築された大和分署庁舎は、木造モルタルの壁が割れるなどの被害を受け、半壊いたしました。平成23年10月1日からは、桜川市内の建設業者とリース契約し、軽量鉄骨造平家建て、延べ床面積55平方メートルのプレハブ仮設庁舎により消防事務に対応しているところでございます。

震災前は、分署長を含めた職員15名配置の分署として運営しておりました。震災後の地域の安全と安心を確保するため、仮設とはいえ、従来と変わらない消防体制の確保を目指しておりますが、仮設のプレハブ建造物であることは否めず、24時間体制を維持する住環境はよいとは言えない状況であり、特に断熱材がない鉄製の壁は外気の冷熱影響を直接受け、職員の健康管理にも留意が必要であります。勤務人員も1日4名から3名体制に変更、現在は桜川消防署からの出向による交代勤務を行っておるところでございます。

次に、桜川消防署の狭隘事情でございますが、桜川消防署は、旧岩瀬消防署が昭和49年開設当初、1日7人勤務体制で運用しておりました。しかしながら、現在は、桜川市の建制、北関東自動車道インターチェンジの開所等、周辺社会事情の変化を受け、消防体制も再編成、救急隊、消防ポンプ車隊、特別救助隊の3隊が同時出場できる体制を構築しており、桜川市管内消防の充実強化のため、11名の職員が24時間体制で勤務しております。そのため、手狭になった事務スペースは、事務所と廊下を間仕切る壁を取り壊し、スペースを拡大し対応しておりますが、狭小であることは否めず、机と机の1メートルの間に2人の者が着席し、事務をとっている状況でございます。危険物施設や防火指導のための工事業者との打ち合わせスペースも確保されておらず、職員のデスクを利用して要件を果たしているため、その間、ほかの事務が制限されるなどの弊害もございます。

また、24時間勤務に必要な仮眠室は44.5平方メートル、約13坪のスペースに2段ベッドを活用し、11名の仮眠を確保しておりますが、ロッカールームも兼ねており、ベッドの間は災害出場に支障が出る幅であります。なお、ロッカースペースが足りず、廊下にもロッカーを設置し、対応しているような状況でもございます。

桜川消防署の敷地は1,800平方メートルを有しておりますが、430平方メートルの車庫併用庁舎があり、空きスペースに職員が通勤車両を駐車すると若干の来客者駐車場しか残りません。消防隊の質を担保するための訓練スペースがとれないことや、消防本部が推奨している市民向け救急救命講習会も庁舎や駐車場の問題から消防署で開催できないなど、消防サービスの提供に支障を来しております。

ただいまご説明いたしました大和分署、桜川消防署の現況を踏まえ、平成25年3月に消防施設整備推進特別委員会から組合管理者に答申された「消防力の集約・強化による住民サービスの向上すべき施策」の中で、桜川市の防災拠点として、大和分署との統合、移転についての答申結果では、大和分署が管轄する旧大和地区は、桜川消防署、桜川消防署真壁分署、筑西消防署協和分署からおのおの6キロの円で包含される、消防事情は恵まれた地域であります。そこで、緊縮財政と費用対効果、配置人員の効率化を思慮し、桜川消防署と大和分署を統合することは、消防力の強化、人員集約による高度な消防サービス提供に著しい効果があるとされております。さらには、プレハブ仮設庁舎、狭隘な庁舎事情による弊害を解消することで、筑西広域東部方面の新たな防災拠点として専従化された、質の高い専門的な消防サービスの提供が可能になると考えております。

消防本部では、本年6月から消防施設整備推進特別委員会の第2期ワーキング会議を発足し、川島 出張所の移転問題と併せて桜川消防署及び桜川消防署大和分署の統合移転について検討を開始、現在 は桜川消防署のあり方について詳細な報告書を作成、今月末までには報告できる段階でございます。 今後は、構成市部局と密接に調整の上、移転統合に向け進めていきたい所存でございますので、ご理 解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- **〇議長(赤城正德君)** 飯島重男君。
- **〇10番(飯島重男君)** どうもご答弁ありがとうございました。

消防長、今の答弁の中で、大和分署と桜川署は統合すべき、統合することによって地域住民の安全 安心、そして消防体制の強化ができるということでございますが、そうした方向に向けて、今検討委員会を開いて、特別委員会を開いて協議中で、もうすぐその報告ができるということでございますが、本当に今の災害の状況は、桜川市の中ではインターチェンジがそばにあります。そして、北関東自動車道が通っております。そして、桜川市は人口は4万5,000人ぐらいですが、地理的には約80平方キロ以上に広大な面積があります。特に山林を控えております。

今、災害の状況は大きく変わってきております。特に集中豪雨によりまして、土石流の発生機運は 非常に桜川市あたりでは心配されるわけでございます。現に桜川市では、台風19号におきまして土砂 災害の避難勧告を出したところでございます。そうした桜川市の状況を踏まえたときに、やはり桜川 署と大和分署の統合、そして真壁署の充実、それはもう喫緊の課題であると思います。

ですから、その場所の問題をちょっと伺いますが、統合するときにどういう場所が一番適当かとい うようなことが今協議中であると思いますが、そういう定義があればご答弁願いたいと思います。お 願いします。

- ○議長(赤城正徳君) 飯島重男君の2回目の質問に答弁願います。 柴消防長。
- **〇消防本部消防長(柴 勝昭君)** 飯島議員さんの2回目の質問にお答えします。

大和分署と桜川消防署の統合ということで、我々の先ほど申しました第2期消防施設整備のワーキング会議、それとはまた別に桜川市役所事務方との折衝はしております。その中で一番基本となるものといいますのは、まず旧大和地区のアクセス、それから東部方面、いわゆる羽黒方面のアクセス、これを考えて、旧岩瀬消防署、現在桜川消防署でございますが、これから余り離れない場所で、私たちの希望とすれば、今の桜川消防署の西寄りで大和にアクセスがよいところ、羽黒から極端に離れないところというようなことで、道路状況がかなり進行しておりまして、緊急走行にはそれほど影響ない場所ということで一応考えております。これにつきましては、桜川市のご支援も賜らなくてはならないということで、我々としては、そのあり方、そしてその方向性について強くお願いをしているところでございます。

以上でございます。

〇議長(赤城正德君) 飯島重男君。

○10番(飯島重男君) ただいまの答弁の中で、桜川消防署の西のほうに考えているというような答弁でよろしいのですか。桜川市においても、きょうは市長が来ております。この場所については、やはり担当市がそれは協力的に探してという責任があるのではないかと聞いております。大塚市長も非常にその点は、地元で見つけなくてはならないというようなことも大塚市長から聞いております。市長も今、一生懸命その場所の選定をしているというような話も聞いております。ここに大塚市長がおりますので、この統合をして、桜川市の場所の問題ですが、その点について大塚市長の考え方あるいは現在の状況についてお聞かせいただければ幸いと思いますので、よろしくお願いします。いいですか、大塚市長にお願いしたいのですが。

○議長(赤城正徳君) 飯島重男君の3回目の質問に答弁願います。

この件につきましては、組合としての考えではなく、大塚副組合長、一個人としての考えを尋ねればいいのですね。

それでは、大塚副組合長、お願いします。

〇副管理者(大塚秀喜君) 10番、飯島議員に答弁します。

確かに桜川消防署、大和消防署、消防サービスの提供に支障を来している、また消防サービス、災害出動に支障を来すというような現在状況でございます。その辺も私はお伺いしております。

また、先ほど消防長のほうからお話がありました、桜川署より西、羽黒からのアクセス、大和からのアクセス、統合の場所ということでありますが、ぜひ、管理者、副管理者、前場副管理者、須藤管理者とお話ししながら、桜川市の2つの消防署、桜川消防署及び桜川消防署大和分署の統合については、私としては前向きに検討していきたいと考えております。

〇議長(赤城正徳君) 先ほどの議長の指名にあった、「副組合長」と申しましたが、「副管理者」に 訂正いたします。

続きまして、5番、増渕慎治君。

[5番 増渕慎治君登壇]

○5番(増渕慎治君) 皆様、おはようございます。5番、増渕でございます。ただいま桜川の飯島 君から出ましたけれども、私のほうも筑西管内にあります、通告しております川島出張所の整備の状 況について質問をさせていただきたいと思います。

まず、その前に、今回、桜川の議員さん、改選をされまして、18名の議員さん、そしてきょう、5名の広域の議員さんということで紹介をいただきました。これから広域を含めて、皆さんとともに、一緒にやっていきたいと思います。心よりお祝いを申し上げながら、よろしくお願い申し上げたいと思います。

私も昨年広域の議員をやらせていただいて、実は、ちょうど1年前になろうかと思うのですが、この広域圏内のいろいろ施設を視察させていただきました。当然、きょうも出ましたけれども、消防署含め、そして環境センター、それから筑西遊湯館とか、いろいろ施設を見させていただきましたが、今回質問する川島の出張所もそのコースにございまして、これから、いろいろ問題があるということで、私も1度、一般質問をさせていただきました。先ほど柴消防長からもちょっとお話が出ましたけれども、この消防署、川島出張所につきましては、いろいろ内部でワーキングチームをつくりながら1年間検討していただいたというふうに聞いております。そのような結果も含めて、いろいろ答弁いただきたいというふうに思います。

我々筑西市も合併しまして10年、東西15キロ、南北20キロと非常に広い地域を1つの行政主体としております。そして、そのような中で、ご多分に漏れず高齢化が進んでおります。そういう意味で、先ほど昨年度のいろいろ救急の状況などもちょっと管理者のほうから出ましたけれども、やはり高齢者が増えたということで救急出動も多いというふうに伺っております。ただ、我々の筑西市地区ではいろいろ皆さんもご存じだと思うのですが、病院の問題でいろいろご心配をかけておりますけれども、年々このような救急要請が増えることは間違いはないというふうに私も思っております。

そのような中で、川島出張所、非常に工場もございますし、皆さんもご存じのとおり、周りの道路整備も随分変わりました。当然、道路整備をされますと、住宅も張りついてまいりますので、川島出張所、できてから随分年数もたっているということでありますので、場所も含めた計画をしているということでありますので、具体的にお伺いしたいと思います。

それで、川島出張所、実は去年研修させていただいて、救急車が車庫に入らないという、何で今までそうだったのかなというふうに思うくらい、非常に厳しい状況でありましたので、先ほど飯島先輩からも言われましたけれども、やはり我々、市民の特に命、財産を守る最前基地でありますので、私は、やはり整備もきちんとしていただいて、我々市民の要望に応えるのがやはり務めであろうというふうに思います。そのような中でありますので、ぜひこの筑西管内の、特に川島出張所につきましては、前向きな答弁をぜひいただきたいと思います。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長(赤城正徳君) 増渕慎治君の1回目の質問に答弁願います。

柴消防長。

〔消防本部消防長 柴 勝昭君登壇〕

〇消防本部消防長(柴 勝昭君) 増渕議員さんのご質問にお答えをいたします。

川島出張所の施設充実について、出張所の現況と川島地区の消防事情、今後の整備展望についてご説明をいたしたいと存じます。初めに、筑西消防署川島出張所の現況については、さきの第1回筑西広域議会定例会においてもご説明させていただきましたが、庁舎が狭隘であり、施設設備の老朽化が著しいことに変更はございません。庁舎は、建築から45年を経過、建築基準法上の耐震基準も有しておらず、もともと支所及び消防団ポンプ小屋であった建築物の一部を改修して使用していることもあり、消防庁舎としての機能を有していないことは既にご承知のとおりでございます。

川島地区の消防事情について、本年1月から10月31日における川島出張所の出場状況からご説明いたしますと、まず火災出場ですが、10カ月間で20件の火災に出場しております。また、火災に至らない消火活動も5回出場しております。さらに、ポンプ車では救急隊の支援活動に1件、偵察出場として、怪煙、これは煙が上がっていると、怪煙やひとり暮らし老人宅に設置されている緊急通報システムの発報による確認に9件の出場があります。加えて、交通事故現場でのガソリンタンク破損による油漏れの処理に2件、消防ポンプ車での出場は、演習訓練、警防調査を含めると10カ月間で86件になります。

次に、救急出場でございますが、743件の出場がありました。そのうち、第1出場、筑西市西部地区の出場が578件でございます。その他の165件につきましては、筑西消防署または結城消防署管内などの第2出場指令により応援した救急活動でございます。救急出場件数は、筑西消防署の1,174件、結城消防署の1,006件に次ぐ出場でありまして、救急隊専従化を実施している桜川消防署は653件でございました。ただいまご説明いたしました川島出張所隊の出場について、災害出場、災害に準ずる出場、また避難訓練指導や防火対象物の予防査察、現場活動のための警防調査などを加えると、1日の出動出向件数は3件を超えます。

川島出張所には現在、決められた隊員は配置されておらず、筑西消防署の署員が毎日3名ずつ出向し、勤務しております。消防車両は消防ポンプ自動車と救急自動車が配置されておりますが、どちらも3名乗車での出場でありますので、いずれか一方が出場すると、もう一方は出場不能という状態にあります。実際、10カ月間に、何かしらの理由により出張所が不在であり、川島管内の救急要請に他署、筑西署本署や結城署などから救急隊が応援出場した事案が115件ございました。

川島出張所における管轄人口は管内2万4,000人を超え、結城消防署の約3万8,000人、筑西消防署の3万5,000人に次ぐ3番目の管轄人口であり、救急隊を専従化し、3隊で運用している桜川消防署の2万1,000人、2隊運用している真壁分署の1万8,000人を大きく超えております。また、関城、明野、協和分署では、川島出張所と同様に救急車、消防車の乗りかえ運用を実施していますが、管轄人口は

1万5,000人前後であり、3署とも消防分署として職員を専属配置、火災出動等は4名で出場しております。桜川消防署大和分署、結城消防署南出張所については、川島出張所同様、本署からの職員3名出向勤務で運用しておりますが、管轄人口は、大和分署が7,000人、南出張所が1万3,000人となっております。ただいまご説明させていただきましたとおり、川島出張所は筑西広域圏の中でも特に重要な災害拠点の一つである事実がございます。にも関わらず、十分な装備、人員を配置できない状況が長らく続いている事実をご理解いただきたいと存じます。

現在、隊員の乗りかえ運用を実施している川島出張所でございますが、効率的な消防かつ充実した 消防サービス提供を図るためには、消防隊と救急隊を単独運用し、初動体制を強化することが必要で あります。人員の集約を図り、専従化を可能にすることで、今より質の高い専門的な消防サービスが 行えるようになります。そのためには、現在の消防ポンプ車を水槽付消防ポンプ自動車に更新すると ともに、安全に整備、運用できる車庫、消防隊4名、救急隊3名の計7名が勤務できる環境を有する 庁舎施設、隊員の技術の高度化を確保するための訓練施設が必要でございます。

消防本部では、平成25年3月に消防施設整備推進特別委員会から管理者に答申された「消防力の集約・強化による住民サービスの向上」のため、諸問題の中で喫緊の課題である川島出張所の移転について、関城分署との統合を前提としておりましたが、川島地区の消防力強化を優先するため、川島出張所を単独整備する方針に切りかえ、その基本的要件について本部内に検討会を設置、検討結果については先日管理者に報告をしたところでございます。新庁舎には、地域の防災拠点機能を持たせた新しい形の消防庁舎、訓練施設及び多用途スペース、ヘリポートを備えた7,000平米の敷地を現在の出張所から近距離の場所で整備したいと考えております。庁舎の整備後は、川島出張所の人員と車両を増強し、初動体制を強化、複数隊による専従運用を図るべく、現在の出張所を消防分署に格上げ配置、管轄する人口にも見合った消防体制を構築することが必要であると考えており、消防庁舎の移転、体制の強化について構成市部局と調整し、進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

〇議長(赤城正德君) 増渕慎治君。

O5番(増渕慎治君) ありがとうございました。1年間、本部でいろいろと議論していただいて、 きょうはかなり具体的な答弁をいただきましたので、本当によかったなというふうに思っています。

確認の意味で、もう一度消防長に確認の意味の質問をしたいのですが、私も前の管理者のときは川島出張所と関城分署の統合という話もあったというふうに聞いています。今の答弁では、周りの状況、確かに人口にしても救急出動にしても広域圏内でおおむね3番ということで、非常に出動回数も多いこの地域を私は単独で整備するというのは非常にいいかなというふうに思うのですが、もう一度確認ですが、川島出張所は単独で整備して分署とするということでまずいいのかということです。

それから、先ほどもちょっとお話ししたのですが、最近の特に救急患者につきまして、先ほど招集 挨拶の中でも救急救命士の育成も非常に大切だというふうに管理者からもありましたけれども、私も 全くそのとおりで、そういう意味で、また今回、川島分署になるかまだ分かりませんけれども、そういう整備、先ほども出ましたけれども、結城にはやはり南出張所というのがあるのです。各地域地域、いろいろ問題はあると思うのですけれども、行政として、やはり今、とりあえず、財政のことは非常にありますけれども、市民の命に直結する基地となる消防署の整備は何よりも優先的に私はやらなければいけないなというふうに思っておるのです。そういう意味で、先ほど今回の川島出張所のいろいろな改革について消防長から具体的な答弁をいただきましたので、非常に満足なのですが、確認の意味でもう一度、先ほど、単独の整備をもう一度答弁していただきたいと思います。

- **〇議長(赤城正徳君)** 増渕慎治君の2回目の質問に答弁願います。 柴消防長。
- **〇消防本部消防長(柴 勝昭君)** 増渕議員さんの第2回目の質疑に対してご返答いたします。

先ほど、単独整備かというようなことのご質疑だと思います。これは、先ほど言いましたように、川島出張所が管轄する面積、人口、それから災害出場等々を勘案しますと、やはりこれは単独整備で、出張所を分署に格上げして単独運用しなければその意味がない、要するに乗りかえ運用をしてしまうとまた同じような状況に陥ると、そういうことで筑西消防署も結城消防署も救急隊を単独運用しています。その中で、3番目の出場率を誇るというようなことで、これは単独運用して、単独に川島分署として庁舎を建設するというようなことでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- **〇議長(赤城正德君)** 增渕慎治君。
- O5番(増渕慎治君) それでは、最後になります。

そういうことで、消防、現場のほうはそういう形で管理者を含めた皆さんに答申をしたということ でありますので、では、私のほうから最後に須藤管理者に、この答申を受けてどのように感じている かお尋ねします。

〇議長(赤城正徳君) 増渕慎治君の3回目の質問に答弁願います。

須藤管理者。

〇管理者(須藤 茂君) 今消防長よりるる説明があったとおりでございます。この地域における防災関係を保っていくためには、そのような状況で進んでいったほうがいいと思っておりますので。そして、川島消防署ばかりではなくて、全体的、いわゆる筑西市全体のことも考えてのことだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(赤城正徳君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

〇議長(赤城正徳君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

管理者より発言を求められておりますので、これを許します。 須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

〇管理者(須藤 茂君) 先ほどの答弁の中で、「筑西市全体」を考えてと発言いたしました。申しわけない、「筑西広域全体」を考えての間違いでございました。大変申しわけありません。訂正いたします。

〇議長(赤城正徳君) それでは、17番、加茂幸恵君。

〔17番 加茂幸恵君登壇〕

O17番(加茂幸恵君) 議席番号17番、加茂幸恵です。よろしくお願いします。

桜川市から新しく広域の議員になられた皆さん、ご苦労さまです。年2回、こうして定例会でとも に学べることをとてもうれしく思っております。

先ほど川島出張所の消防分署に格上げをして、3番目の単独での消防署とする、分署とするという 答弁は、私も増渕議員同様に願っておりましたので、とてもうれしく思います。

早速、私の一般質問に入りたいと思います。 2 点挙げております。 1 つは、県西総合公園のところに赤ちゃんのおむつがえができるような改善をできないかという問題です。 この場所は、非常に自然環境に恵まれていて、筑波山がしっかり見えて、非常に喜ばれて、赤ちゃん連れの利用者が増えています。 そこで、おむつ交換ができるトイレの器具の設置のスペースをという声が上がっています。 これは利用者の声ですが、 4、5カ所とも今どきちょっとひどいのではないかと、若いお母さん連れで来ますので、ぜひ1カ所ぐらい、おむつ交換ができるように考えてほしいということです。

利用者は、遠くつくば市などからも、あるいは八千代、千代川、古河のほうからも来ていて、もちろん市内、筑西、桜川、結城などから利用者が多くなっているということは言うまでもありません。 昨年同期と比べて、先ほど4.77%の増ということが報告されました。そういう点からも、今、最初に言いました、赤ちゃん連れの人たちの要望にぜひ応えていただきたいというように思います。

それから、2点目です。職業訓練センターの役割と現状についてお尋ねをします。昨今の雇用状況は改善しつつあると言われてはおりますけれども、筑西地域のこの地元の中ではなかなか雇用が改善していないというのが、厳しい状況にあると思います。このため、現実には多くの求職者がおりまして、ハローワークを見てみますと、いつも駐車場がいっぱいです。そういう中で、雇用側が求めている知識や技能を習得するため、職業訓練が非常に大事になってきていると考えますが、そうした中で、今、国でも雇用の問題は、国会が始まっておりますが、若い人の働き方をめぐって大いに議論、討論が交わされております。

そういう中で、雇用創出のための支援策が重要視されています。筑西地域職業訓練センターの役割 も重要になっているなというように思いますが、その取り組みの現状と今後につきましてお尋ねをし ます。

以上2点、お願いします。

〇議長(赤城正徳君) 加茂幸恵君の1回目の質問に答弁願います。

齋藤県西総合公園管理事務所長。

[県西総合公園管理事務所長 齋藤唯久君登壇]

〇県西総合公園管理事務所長(齋藤唯久君) 加茂議員さんのご質問にお答えいたします。

現在、県西総合公園内には、クラブハウス、こども広場、テニスコート、野外トイレB、野外トイレC、南駐車場、バーベキュー広場と7カ所のトイレが設置されております。加茂議員さんのご質問のおむつがえのできるトイレの設置状況につきましては、南駐車場、バーベキュー広場の2カ所に設置されております。バーベキュー広場のトイレにつきましては、平成13年度設置でございます。これは、女子トイレの中に設置してございます。南駐車場のトイレにつきましては、平成18年度に設置されたものであり、これは男子トイレ、女子トイレのほかに単独で老人、障害者、赤ちゃんを対象としたトイレが設置されてございます。この2カ所のトイレにつきましては、バリアフリー化が推進されてきた時期の設置かと思われます。ほかの5カ所にあるトイレにつきましては、公園開設当初からの設置でございます。

公園などの公共施設では、できるだけ多くの方にご利用いただくことが大切でありますので、おむつがえができるトイレに限らず、どなたにも不便なく、快適にご利用いただけるユニバーサルデザインを取り入れることが重要であるかと認識をしているところでございます。残りのトイレにつきましても、順次改修できるよう茨城県に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(赤城正徳君) 次に、福田事務局企画財政課長。

[事務局企画財政課長 福田 洋君登壇]

○事務局企画財政課長(福田 洋君) 加茂議員さんのご質問にお答えいたします。

筑西職業訓練センターにつきましては、昭和56年10月の竣工以来33年が経過しております。国の独立行政法人雇用・能力開発機構から平成22年度をもってセンターを廃止し、建物は譲渡希望団体へ無償譲渡の通知がございました。それを受けまして、平成23年3月31日に建物が桜川市に無償譲渡されてございます。このことを受け、当組合では、正副管理者会議におきまして事務事業の廃止も検討されましたが、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間の公有財産無償貸付契約書を桜川市と締結し、桜川市から土地、建物をお借りして事業を継続している状況でございます。

また、議員さんもご存じのとおり、平成25年4月1日から指定管理者制度によりまして、職業訓練法人筑西職業訓練協会に施設の管理を委託してございます。基本協定書により、委託期間は平成25年度から平成29年度までの5年間で、管理委託料は3,665万5,000円以内となってございます。さらに、年度協定書によりまして、平成25年度が733万1,000円、平成26年度が650万円の管理委託料となってご

ざいます。

現在、当組合におきましては施設の管理を委託しております。運営につきましては、筑西職業訓練協会が行っているところでございます。利用状況につきましては、10年前の平成16年度には2万1,337人を数えておりましたが、ここ2年間は、8,647人、9,100人と1万人を切るような状況でございます。今年度につきましては、9月末現在で4,366人でございます。

平成26年度の講座でございますが、パソコン講座につきましては、パソコン基礎講座、パソコン応用講座、パソコンレベルアップ講座等16講座を、またリフレッシュ、カルチャー講座につきましては、ヨガ講座、フラワーアレンジメント等10講座を実施または予定しております。多くの皆様にご利用いただきたいと考えております。

以上でございます。

- **〇議長(赤城正德君)** 加茂幸恵君。
- **O17番(加茂幸恵君)** 公園のトイレのことですが、詳しく答弁いただいてありがとうございます。 既に設置されているところが2カ所あるということでした。今後、赤ちゃんに限らず、不便のないように、県にもユニバーサルの要望をしていきたいという答弁でした。

それで、実は、それまでの間、この前ちょっと聞きましたら、和室を開放してもいいというようなお話がありましたが、その辺のところについてもちょっと、ちゃんとしたのができるまでの間そういうことができるのか、あるいはその点では、もしできるとすればPRが必要なのかなというように思います。この点をお願いします。

それから、職業訓練センターのほうですが、契約期間が25年からの5年間というお話が今ありました。今、25年、26年の途中にあると思うのですが、今の状況が報告されましたけれども、今後の方向性としては続けてやっていけると、特に職業訓練、即戦力として、若い人に限らず、企業に求められていて、就職すると、もうパソコンが使えるのは当たり前、それでいていろんなスキルアップをしなくてはならないということから、果たす役割がますます重要になっていると思うのですが、その辺のところをお願いします。

○議長(赤城正徳君) 加茂幸恵君の2回目の質問に答弁願います。

まず、齋藤県西総合公園管理事務所長。

- **○県西総合公園管理事務所長(齋藤唯久君)** 加茂議員さんの2回目のご質問でございますが、和室棟などを開放すればよいのではないかというご質問でございますが、私は今年4月からのちょっと就任でございまして、以前も和室を開放して赤ちゃんのおむつがえにしていたような事情も聞いております。私が行ってからは要望等はまだございませんが、和室の赤ちゃんのおむつがえに開放できるように、ポスターというか、張り紙などを張らせていただいて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- **〇議長(赤城正德君)** 福田事務局企画財政課長。

〇事務局企画財政課長(福田 洋君) 加茂議員さんの2回目の質問にご答弁いたします。

確かに訓練センター、25年度から指定管理者制度になりましたので、まだ半ばでございますが、今後につきましても、幹事会、正副管理者会議等ございますので、この中で検討させていただきたいと思っております。

- **〇議長(赤城正德君)** 加茂幸恵君。
- **O17番(加茂幸恵君)** トイレのほうは、和室開放は前からやられていて、それがもっと分かるように張り紙などもしたいということでしたので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、職業訓練センターのほうですが、今後についてはまだ方向は、続けていくということであって、今の雇用状況を踏まえて大いに活用されていくというように踏んでよろしいでしょうか。私、状況をもうちょっと詳しくと思っておりましたので、この後の議案質疑の中でやっていきたいと思いまして、そういう点では、雇用期間は今出ましたけれども、利用者が非常に減っているということが出されましたけれども、利用者数のカウントの仕方が変わってきたのはいつごろだったのか、その数でどう見るのかということがとても大事だと思いますので。

私は前回、指定管理者制度に移行するときに、指定管理者ではなくて、むしろこういう状況の中では直でやるべきではないかということで、その制度に移行することに反対の立場をとりました。それは、職業訓練センターがしっかり今の雇用の状況に応える時期、今がその時期なのではないかということから、存続を願ってのことでした。ですから、ぜひ、そういう意味で、若い人たち、中高年も仕事を探して必死なときですので、存続を願うものです。そういう立場から、もう一度答弁をいただいて、場合によって議案質疑の中でやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(赤城正徳君) 加茂幸恵君の3回目の質問に答弁願います。 横田事務局長。
- **○事務局長(横田有司君)** それでは、加茂議員さんの3回目のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

先ほどらい福田企画財政課長のほうからもご説明申し上げておりますが、職業訓練センターに関する組合と協会の役割分担でございます。職業訓練センターの管理面を組合が担当して、運営を職業訓練協会、こちらのほうにお願いしております。それで、現在では組合が担当する施設管理までを協会へ指定管理でお願いしているというような状況でございます。職業訓練センターの運営、管理全てを今協会が担っているという現在では、協会の主体性、それから自主性に任せたいと考えております。指定管理をしている期間、これについては組合としても施設利用の増加のために協力してまいりたいと考えております。しかしながら、利用増が見込めず、加えて施設の老朽化に伴う維持補修等の程度等を見た場合は、今後のあり方について幹事会及び正副管理者会議等で協議すべきものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

〇議長(赤城正徳君) 以上で一般質問を終わります。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(赤城正徳君) 次に、日程第4、議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案につきましては、風野和視君の一身上の問題に関することであり、地方自治法第117 条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔9番 風野和視君退場〕

○議長(赤城正徳君) それでは、説明を求めます。

須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

〇管理者(須藤 茂君) ご説明をいたします。

議案第7号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

欠員となっております当組合の監査委員につきましては、組合規約第15条第2項の規定により、当組合の議員さんであります次の方を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住 所 桜川市真壁町東山田40番地1

氏 名 風野和視

生年月日 昭和43年12月18日生

でございます。

なお、参考といたしまして、議案書の裏側に略歴が記載されておりますので、ご参照賜りますよう よろしくお願いします。

〇議長(赤城正徳君) 説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(赤城正徳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。風野和視君を監査委員に選任することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

[替成者起立]

〇議長(赤城正德君) 起立全員。よって、風野和視君が監査委員に選任されました。

風野和視君の除斥を解きます。

[9番 風野和視君入場]

◎監査委員就任の挨拶

- **〇議長(赤城正徳君)** ただいま監査委員に選任されました風野和視君のご挨拶をお願いいたします。 [9番 風野和視君登壇]
- **〇9番(風野和視君)** ただいま監査委員を拝命いたしました風野和視です。

筑西広域のことを一から勉強し直し、しっかりと監査をしたいと思いますので、執行部の皆様、また議員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

◎議案第8号、議案第9号の上程、説明、質疑、採決

〇議長(赤城正徳君) 次に、日程第5、議案第8号 財産の取得について及び議案第9号 財産の 取得についての2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

柴消防長。

〔消防本部消防長 柴 勝昭君登壇〕

〇消防本部消防長(柴 勝昭君) それでは、議案第8号 財産の取得についてご説明をいたしたいと存じます。

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 購入物品及び数量 災害対応特殊救急自動車 1台
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 金34,500,000円
- 4 契約の相手方 茨城県水戸市泉町二丁目3番24号

茨城トヨタ自動車株式会社

代表取締役 幡谷 史朗

平成26年11月7日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者、須藤 茂でございます。

本災害対応特殊救急自動車は、現在桜川消防署真壁分署に配置されている車両の更新でございます。 真壁分署に配置されている救急車は、平成15年11月に配備され、その後11年間運用してまいった車両 でございます。この間、総出動件数7,797件のうち6,200件の救急出動をいたしております。10月21日 現在、走行距離23万8,880キロでございます。

車両といたしましては、経年劣化から、患者の収容、防振ベッドの傷みも激しく、傷病者の搬送に 苦慮していると同時に、医療関係資器材も日進月歩の時代であり、救急資器材の修理もままならない 状況となってきており、今年度での更新をお願いしたものでございます。

2ページをお開き願いたいと存じます。災害対応特殊救急自動車の概要についてご説明いたします。

シャシでございますが、消防庁認定の救急自動車専用シャシ、2,600cc、4輪駆動方式となっており、 患者のスペースを広くとり、車内での救急処置等を行うにあたり必要なスペースを確保した車両となっております。詳細につきましては、お手元の仕様概要を参照していただきたいと存じます。

次に、補助金関係についてご報告申し上げます。補助金の名称につきましては、総務省消防庁が所管するところの緊急援助隊設備整備費補助金でございます。補助金額につきましては、1,454万9,000円の補助金が決定しております。当該車両につきましては、管内の救急、事故対応はもちろんのこと、緊急消防援助隊として、消防庁長官からの要請に対しては速やかに対応するため、補助を受けて整備するものでございます。

続きまして、議案第9号についてご説明申し上げます。財産の取得について。

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 購入物品及び数量 災害対応特殊消防ポンプ自動車 1台 (CD-I型・圧縮空気泡消火装置搭載型)
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 金35,296,513円
- 4 契約の相手方 茨城県石岡市国府五丁目2番25号

有限会社 鈴機

代表取締役 鈴木 直人

平成26年11月7日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者、須藤 茂でございます。

この災害対応特殊消防ポンプ自動車は、結城消防署に配備する車両でございます。結城消防署に配備されている消防ポンプ車は、平成7年3月に配備され、その後19年間運用してまいった車両でございます。その間、総出場件数7,284件、このうち365件の火災出場をいたしており、走行距離9万4,717キロでございます。

2ページをお開き願いたいと存じます。災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の概要についてご説明を申し上げます。ポンプ車に使用するシャシでございますが、ダブルキャブオーバー型の3トン級、4輪駆動の消防専用シャシでございます。なお、シャシメーカーの指定はございません。この消防自動車専用シャシに、MZ-1型、1段ボリュート式水ポンプと600リッターの水槽、消火泡圧縮吐出装置を装備した車両でございます。

艤装関係につきましては、緊急自動車としての要件を整えるための取りつけ品と隊員の活動を支援するための取りつけ装置及びホース等、各資機材を積載するためのシャッター式の収納庫等から構成されており、道路運送車両法の保安基準に適合し、緊急自動車として承認を得られる車両でもございます。詳細につきましては、お手元の仕様概要の参照をお願いしたいと存じます。

次に、補助金関係についてご報告を申し上げます。補助金の名称につきましては、先ほどの高規格 救急車と同様、総務省消防庁が所管するところの緊急援助隊設備整備費補助金でございます。補助金 額につきましては、1,042万4,000円の補助金が決定しているところでございます。当該車両につきま しては、管内の災害対応はもちろんのこと、今後発生が懸念される東海地震、都市直下型地震、東南 海、南海地震等の大規模地震及び特殊災害等において迅速、的確な消火活動を可能にするため最新の 消防ポンプを搭載し、安全は地域を超えて守るという理念から、消防庁長官からの緊急消防援助隊の 消火部隊としての要請に対応するため、補助を受けて整備するものでございます。よろしくご審議を お願いします。

○議長(赤城正徳君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(赤城正徳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議 ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(赤城正徳君) ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第8号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。 [替成者起立]

〇議長(赤城正徳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

〇議長(赤城正徳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

〇議長(赤城正德君) 次に、日程第6、議案第10号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会 規約の変更についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

柴消防長。

〔消防本部消防長 柴 勝昭君登壇〕

〇消防本部消防長(柴 勝昭君) 議案第10号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について。

地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第1項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を次のとおり変更するものとする。

平成26年11月7日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者、須藤 茂でございます。

裏面をお開き願いたいと存じます。茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更 する規約。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を次のように変更する。

第1条中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改める。

附則、この規約は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第1号に規定する規定の施行の日から施行するということでございます。

変更理由につきましては、28年度から運用されます茨城消防指令センターに関わるものでございます。地方自治法の一部を改正する法律により、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置根拠条文でございます地方自治法「第252条の2第1項」の規定を「第252条の2の2第1項」に改正することに伴い、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約第1条を変更するものでございます。なお、条項のみの変更で、内容についての変更はございません。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

〇議長(赤城正徳君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(赤城正徳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(赤城正徳君) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第10号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(赤城正徳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号、議案第12号の上程、説明、質疑、採決

〇議長(赤城正德君) 次に、日程第7、議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正について及び議案第12号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についての2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

柴消防長。

〔消防本部消防長 柴 勝昭君登壇〕

○消防本部消防長(柴 勝昭君) 議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正 について。

標記について次のとおり提出する。

平成26年11月7日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者、須藤 茂でございます。

次ページをお開き願いたいと存じます。筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する 条例。

筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「249人」を「300人」に改める。

附則第2項の見出し及び同項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行するということでございます。

3ページの新旧対照表をご参照いただきたいと思います。右側の旧の欄の消防職員の定数は、第2条に249人と定められておりますが、下の表に記載のとおり、現在は平成14年から平成28年までの期限つき特例による平成26年度定数287人を用い、現在285人の職員で消防業務に対応しております。消防職員の定数に係る特例は、当初、当組合消防本部で再来年度まで発生する職員の大量退職期に人員を確保するために制定されたものでございます。

特例制定当時は、24時間、隔日勤務を要する職員の休日、これは祝日と年末年始でございますが、これを買い上げ、休日に勤務する職員を確保しておりました。しかし、現在では予算削減による休日買い上げ制度の廃止がございまして、折からの定数による人員では勤務要員が確保できない状況でございます。さらには、北関東自動車道に係る桜川消防署の特別救助隊の配置や住民主体の消防サービスを円滑に実施するための車両乗車員の増及び地域の高齢化により救急要請が増えたことに対応するための救急隊単独運用やポンプ車隊と連携した救命救急出場等、平成14年当時とは消防を取り巻く環境が著しく変化し、今後において現在の人員では充実した消防サービスが提供できない現状でございます。その上で、国で出している「消防力の整備指針」に基づき組合の消防力を算定し、住民への消防サービス状況を勘案した結果、消防職員定数を300人に改正するものでございます。なお、併せて、消防職員定数を改正することで必要がなくなる「消防職員の定数に係る特例」を削除するものでございます。

標記について次のとおり提出する。

平成26年11月7日提出、筑西広域市町村圏事務組合管理者、須藤 茂でございます。

次ページをお開き願いたいと存じます。筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する 条例の制定につきましては、平成25年8月に京都府で発生しました福知山花火大会火災を踏まえ、改 正するものでございます。 5ページをお開き願いたいと存じます。新旧対照表でございます。右側の旧の欄の目次、第5章の次に、左側をご覧下さい。左側の欄に記載のとおり、「第5章の2 屋外催しに係る防火管理」が新たに追加されました。

また、右側の欄の第18条第1項9号の次に9号の2として「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して」対象火気器具等を「使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用する」ということになりました。対象火気器具とは、こんろなど火を使う器具、またはその使用に際し、火災の発生のおそれがある器具をいいまして、1つ目に、気体燃料を使用するガスこんろ、ガスストーブ、2としまして、液体燃料を使用する自家発電、石油ストーブ、3としまして、固体燃料を使用する器具、薪ストーブ、かまど、4としまして、電気を熱源とする電気こんろ、電気ストーブでございます。

2ページにお戻り願いたいと思います。中段の「第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。」という条文がありますが、これから下の4項目、「第29条の4第4項中」とございますが、これらにつきましては、条項改正に伴うものでございまして、本質的な内容の改正はございません。

それでは、冒頭で触れました「第5章の2 屋外催しに係る防火管理」につきまして、概略的にご説明を申し上げます。 7ページをお開き願いたいと思います。「指定催しの指定」、第42条の2でございます。「消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、」「火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない」こととしました。

また、指定催しに指定した際に、主催者に通知すること及び公示することなど手続に関することを 定めました。通知に関して、指定催し指定通知書により主催者に通知し、公示の方法については、消 防本部公示により定めることといたしました。なお、指定催しの指定をするときには、あらかじめ主 催者の意見を聞く機会を設けることとしました。

指定催しに該当するための大規模なものとして消防長が定める要件は、催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模と予定しておりまして、改正火災予防条例の施行前に消防本部告示により示す予定でございます。当管内で代表する該当する催しといたしましては、今年の夏、1日で150店舗以上の露店の出店があった下館衹園まつりが挙げられます。

次に、42条の3の「屋外催しに係る防火管理」でございますが、指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないことといたしました。原則としまして、当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防機関に提出しなければならないことといたしております。

続きまして、8ページをお開き下さい。第45条「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」でございますが、第1項第6号が追加され、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多

数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合には、あらかじめ消防機関に届けなければならないことといたしました。この届け出については、露店を開設する者が届け出るものであるが、事務手続都合上、多数の露店が開設する場合は、露店等の開設を統括する者が取りまとめの上、消防機関に届け出するものといたしたものでございます。

続きまして、7章の罰則でございます。第49条第1項第4号が追加になりまして、先ほどご説明いたしました第42条の3の規定による火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰金を科すことといたしました。第49条第1項記載のとおり、30万円以下の罰金となります。なお、両罰規定が適用となりまして、主催者と主催者が所属する団体の両方を罰することとなります。

なお、第50条第2項では、法人でない団体に対して両罰規定を適用する場合には、代表者または管理人は、訴訟行為について団体の代表となり、被告人または被疑者となることを規定しております。 以上でございます。ご審議をよろしくお願いします。

〇議長(赤城正徳君) 以上で説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

〇議長(赤城正徳君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を願います。

20番、大里榮作君。

〔20番 大里榮作君登壇〕

O20番(大里榮作君) 20番、大里でございます。ちょっと下を読んでいたら、そのような状況になってしまいまして、遅れてしまいました。申しわけなく思っている次第でございます。

1件だけお伺いをいたします。3ページの、条例改正の中での、改正が提出されたわけでございますが、当然、今の緊縮財政、また厳しい人口の減少がどこの市町村も続いているというような状況の中で、350人体制でやるというような改正案が提出されたわけでございます。そういう状況の中で、さっき消防長のほうから説明がるるあったわけでございますが、その件に関しては理解するところでございます。

そういう状況の中で、この審議会ですか、今のそういう問題があるから、こういう人数を増やさなければならないのだというような状況が、結論が出たのだと思いますが、中身に関してどのような質疑がされたのだか、この件に関してお伺いをいたします。

〇議長(赤城正徳君) 大里榮作君の1回目の質疑に答弁願います。

柴消防長。

〔消防本部消防長 柴 勝昭君登壇〕

〇消防本部消防長(柴 勝昭君) 大里議員さんのご質問にお答えをいたします。

今の緊縮財政、それから人口減少によってというようなお話がありまして、緊縮財政も考えなくてはならないと、定数を上げることによって、将来的にはその人数が反映されて、人件費の増も考えられるわけでございます。今のところ、大量退職者が出ておりまして、多くの若い職員を採用しても何年かは人件費というのは抑えられるかなと思っております。これにつきましても、今後において何十年というスパンのもとに考えていかなくてはならないのかと思っております。

先ほど350人というお話が出ましたけれども、249人を300人にするというようなことですので、ご理解を賜りたいと思います。

この300人体制の中身でございます。詳細に申し上げますと、隔日勤務の警防隊、それから日勤者の 2面がございまして、まず隔日勤務の警防隊でございますが、国からの「消防力の整備指針」という 基本的な指針が出されております。これによりますと、ポンプ車1台に搭乗する人間というのは5名 となっております。当本部では、現在のところ3名、または人員が確保できるところは4名というこ とになっております。

3名体制というのは、隊長がおりまして、隊員がおりまして、機関員と、ポンプを操作する人間、この3名でございまして、機関員はポンプ操作を行うということで、隊長と隊員1名しかいない状況でございます。そうすると、2名で1口を延ばすのがやっとと、要するに2名で第1線延長しかできない状況にあるということでございます。これを2口できる状況にすると、同時に2線延長も可能であるという、搭乗人員4名を確保するわけでございます。また、災害現場で最も重要な情報収集や安全管理が災害防御活動のために担保できない状況でありまして、これらを改善するためにも3名を常時4名といたすものでございます。

また、救急隊と指揮隊によっては整備指針で3名でございまして、これらにつきましては搭乗の変 更はございません。

救助工作車につきましては、救助工作車は3署に整備されておりますけれども、整備指針では5名 搭乗ということになっておりまして、3消防署に配置をしております救助工作車及び水槽付救助工作 車の搭乗人員は4名でございます。これを5名出場とすることによって、さらに高度で円滑な救助業 務や支援活動が可能となることとなります。

次に、毎日勤務、日勤者でございます。朝出勤して夕方帰るというような勤務でございますが、28年度から茨城消防救急無線・指令センターが運用開始されます。これによる組織再編を行うものでございます。これによって、現在あります通信指令課を廃止しまして、警防課に統合します。消防、指揮、指令業務の3つに特化させて、人員を集約いたしたいと考えております。

また、これまで警防課主管で行っておりました救急業務については、新たに救急救助課を新設し、 救急の高度化を図るための救急教育や医療機関との連携及び高度救助隊結成に向けた技術教育や救助 隊管理を行いまして、救急高度化に向けて専門職を配置することにより円滑な業務が行われるものと 確信しております。

さらに、災害に起因する法令改正が日常的に行われております。専門性の高い予防業務が増大、消防本部予防課職員を中心に、防火管理や危険物規制に関する専門職としての予防専従員を各署に配置し、民間会社等を対象に指導、相談できる体制を強化し、構築するものでございます。

この定数条例改正につきましては、来年度から300名体制ということではございません。退職者を考慮し、段階的な採用を行うことにより人員を確保したいと考えております。

また、定数改正にあたっては、我々消防組織を中心に改正するものではございません。市民生活に直結する消防機関として果たすべき役割を展開して、安心できるまちづくりを構築することを基本理念とするものでございますので、どうぞご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〇議長(赤城正德君) 大里榮作君。

○20番(大里榮作君) 先ほどの質問に対して、確かに300人という、消防の指針の中で決められているのだというような状況であるわけでございますが、それは分かりますが、今の消防長の答弁のとおり、大変、先ほども言われたように、退職者に対する退職金も大変な状況にあろうかと思うわけでございます。そういう状況の中で、この300人がいいか悪いかというのは、それは規則の中では当然人員は必要だと、分かります。結城の南署においても40年近くたっているかなと思うわけでございますが、今回、施設に関しても川島の分庁舎ですか、改修するのではなくて、新たなところにつくるというような話も一般質問の中で答えていたわけでございますが、そういった面もままならない状況があるわけでございます。そういう状況の中で、また県が進めている茨城県の救急通報ですか、当然、今消防長が言ったように考えていく中で、段階的に300人とするのだというような状況が、答弁をいただいたわけでございます。

そういう状況の中で、私が考えているのに、どこの市町村も厳しい財政状況の中で組織を作るわけ でございますが、財政負担をしているわけでございますが、消防職員の再雇用の制度、これを導入し たらいいのではないのかなと思うのですが、その件に関してお伺いします。

〇議長(赤城正徳君) 2回目の質問を受ける前に、ちょっと裏方のほうでマイクの調整をお願いします。

マイクが直りましたので、大里榮作君の2回目の質疑に答弁願います。 柴消防長。

〇消防本部消防長(柴 勝昭君) 大里議員の2回目の質問にお答えをいたします。

茨城県全体の消防職員1人に対する人口、市民は何人かということをちょっとお知らせしたいと思いますが、茨城県全体で職員1人当たり680.9人の市民を賄っているというようなことであります。現在、筑西広域の現状を見ますと、1人当たり713.5人となりまして、300人体制にすると677.8人の市民

と、平均よりやや多くなると、今の平均と同じぐらいになるというようなことで、充実するというようなことになります。

また、先ほどご指摘がありました再任用の職員という問題も出てきます。再任用の職員は、義務的再任用というものがありまして、これは消防の階級によって異なっております。消防司令長以上の者が義務的再任用ということになりまして、これはどういうことかといいますと、年金の支給開始日が1年間遅れるということになります。それから、消防士から消防司令以下の人間につきましては、60歳から年金が支給されるというようなことで、基本的には再任用は消防司令長以上として考えているところでございます。来年度といいますか、今年度退職する職員で再任用を希望する者は1名、これがフルタイムでございます。パートタイムで2名という現状で、こういった人を活用する、これはこれからもぜひやっていかなくてはならないことだと考えております。また、人員的なものを補うためにも、もし希望者がいれば、消防司令以下の人間も救急隊員の確保とか、そういう問題もある関係上、行っていきたいと思っております。現在のところ、消防司令以下の階級での再任用希望者、これはフルタイムが1人しかおりません。そういう現状でございます。よろしくお願いします。

- **〇議長(赤城正德君)** 大里榮作君。
- **O20番(大里榮作君)** 3回目の質問をさせていただきます。

再任用が希望者というか、フルタイムが1人いるというような状況で今答弁がされたわけでございますが、この人以外にも、本当に何十年という経験のもとにやられた人を再度再任用として使うように心がけてくれれば、この3ページにあります附則の人数でありますが、平成28年は260人という、大分少なくなっているような状況があるわけでございますので、その辺に、人口とともに減ってこなければ、とてもではないですが、なかなか難しい財政になってくるよというような状況があろうかと思うので、よくこの辺を考えて、最終的に退職金が足らなくなってしまったというような状況では起債を起こすほかありませんので、将来に負債をどれだけでもなくすような努力をしてもらいたいと思います。

また、最後にもう一件、筑西市、桜川市また結城市の3市において、消防に関する人数は、どのぐらいの人数がいるのか、ちょっと分かればお伺いしたいと思います。

- **〇議長(赤城正德君)** 大里榮作君の3回目の質疑に答弁願います。 柴消防長。
- **○消防本部消防長(柴 勝昭君)** 現在の人数でよろしいでしょうか。

現在は、消防署所で227名でございます。そのうち、筑西消防署全体で103名でございます。これは、 消防署、それから分署を含めた人数でございます。結城消防署につきましては55名です。

署所別に言ったほうがよろしいですか。筑西消防署は62名、3分署、これは関城、明野、協和、これが14名ずつ、結城消防署が55名、桜川消防署が47名、真壁分署が現在20名というような状況になっております。

以上でございます。

○議長(赤城正徳君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(赤城正徳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議 ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(赤城正徳君) ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第11号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(赤城正徳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(赤城正徳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

〇議長(赤城正徳君) 次に、日程第8、議案第13号 平成26年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

横田事務局長。

〔事務局長 横田有司君登壇〕

〇事務局長(横田有司君) 議案第13号についてご説明申し上げます。

平成26年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,445万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年11月7日提出でございます。

今回の補正の主な理由でございますが、第1点は、4月1日の人事異動に伴います各施設の人件費 及びこれに伴う各費目における分賦金の組み替えをお願いするものでございます。

2点目といたしまして、筑西遊湯館の電気料の追加でございます。

3点目が、消防車両の価格決定に伴う精算補正等をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の4ページ、5ページをお願いいたします。第2表は、地方債補正の1、変更でございます。議案第8号及び第9号で議決いただきました消防施設整備事業における消防車両2台の購入価格が決定したことに伴い、限度額6,480万円から2,460万円を減額し、補正後4,020万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入 でございます。款1項1分賦金1,593万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。いずれも、 消防を除く職員38名のうち、このうちの16名分の人事異動に伴う人件費の調整の分賦金でございます。

目1議会総務費分賦金は、603万5,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄で、2、総務費は、事務局の分賦金で、3市合わせまして242万6,000円の減額、3の筑西遊湯館費は846万1,000円を増額するものでございます。

目2公園費分賦金は、県西総合公園に係る分賦金で、1,400万6,000円を増額するものでございます。

目3の衛生費分賦金3,597万7,000円の減額補正は、節2清掃費で2,719万9,000円の減額でございます。説明欄で、1のし尿処理施設費は1,526万1,000円の減額、これは結城市と筑西市の2市となります。

2のごみ処理施設費は、1,193万8,000円の減額でございます。

節の3火葬場費は、877万8,000円の減額補正となります。

これら3市の分賦金1,593万6,000円の減額でございますが、各市へは返還金となるわけでございます。6項目の合計で、結城市への返還金は514万円、筑西市へは1,079万6,000円の返還となります。桜川市につきましては、ゼロでございます。桜川市への戻りがございませんのは、結城市と筑西市の2市加入のし尿処理施設費で、当初6名配置の人件費を予算化しておりましたが、実際は5名としたため、2市への戻りだけとなったものでございます。ご了承いただきたいと存じます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目2消防費国庫補助金は、2,497万3,000円の増額をお願いするもので、説明欄で消防施設整備費補助金、これは議案第8号、9号でも触れました消防車両2台に国の補助金がついたものでございます。

款 6 項 1 目 1 の繰越金は、1,895万9,000円の増額をお願いするもので、前年度の繰越金でございます。

款8項1組合債、目3の消防債は、2,460万円の減額をお願いするもので、消防車両に国の補助がついたことにより消防施設整備債を減額するものでございます。

款9項1寄附金、目3消防費寄附金100万円は、筑西市内在住の方からの消防業務に対するものでご

ざいます。10年前に心筋梗塞で救急隊により救命され、その後10年もの間を元気に生きてこられたと、 ご主人の生前の遺志により申し出があったものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳出でございます。款2総務費、項1 総務管理費905万8,000円の増額をお願いするもので、内訳としまして、目1一般管理費では242万6,000 円の減額、説明欄で職員給与関係経費、2、給料、3、職員手当等、4の共済費、それぞれを減額するものでございます。4月1日付の人事異動に伴う職員入れかえの人件費調整でございます。

目3 筑西遊湯館費は、1,148万4,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄で、職員給与 関係経費で846万1,000円の増、これも人事異動に伴う人件費の調整でございます。

筑西遊湯館管理運営費は、電気料に不足を来すことから、11、需用費302万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款3土木費、項1公園費、目1県西総合公園費は、1,400万6,000円の増額補正をお願いする ものでございます。説明欄、職員給与関係経費で、同じく人事異動による人件費調整を行うものでご ざいます。

款4衛生費2,004万1,000円の減額補正でございます。内訳でございますが、項2清掃費、目1清掃総務費1,126万3,000円の減、これは環境センターに係る費用でございます。説明欄で、職員給与関係経費で、これも人事異動による人件費調整をお願いするものでございます。

項3火葬場費、目1きぬ聖苑費877万8,000円の減額は、説明欄で職員給与関係経費で、同じく人件 費調整によるものでございます。

款5項1消防費は、120万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

10、11ページをお願いいたします。その内訳でございますが、目1清掃総務費100万円の増額をお願いするもので、説明欄、消防運営事務費、18、備品購入費でございます。歳入でも触れました寄附者の意向により、自動体外式除細動器、いわゆるAED2台を購入するものでございます。

目 2 消防施設費220万3,000円の減額は、説明欄で消防施設整備事業、18、備品購入費でございます。 救急車と消防ポンプ車の価格決定並びに国庫補助金の交付決定に伴い、地方債及び一般財源の減額を お願いするものでございます。

款8項1目1予備費は、257万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。上記の消防車両の精算に伴う一般財源分を、老朽車両及び老朽施設等の今後の突発的補修に備えるため、予備費に充当させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

〇議長(赤城正徳君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(赤城正徳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(赤城正徳君) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第13号 平成26年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(赤城正徳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、採決

〇議長(赤城正徳君) 次に、日程第9、認定第1号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会 計及び特別会計決算認定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

横田事務局長。

〔事務局長 横田有司君登壇〕

○事務局長(横田有司君) 認定第1号についてご説明申し上げます。

平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度下記各会計決算を、監査委員の審査意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

記

- 1 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算
- 2 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算 平成26年11月7日提出でございます。

平成25年度歳入歳出決算書並びに決算主要施策説明書を用いて説明させていただきたいと存じます。 初めに、平成25年度の決算主要施策説明書をお開きいただきたいと存じます。1ページ、平成25年度 の決算総括でございます。地方自治体の財政は厳しい状態が続いている中、筑西広域市町村圏事務組 合の財政運営並びに予算執行にあたっては、その財源の大部分が構成3市の分賦金であることから、 全職員がこの現状を十分に認識し、限られた財源で最大の事業効果が得られるよう効率的に努めてき たところでございます。特に各種事業に係る入札及び契約行為等については、既定の枠にとらわれず、 さらなる見直しを図り、地元業者を優先とした多くの参加を求め、競争原理を高めて歳出抑制を図っ てまいりました。

一般会計における環境センターでは、廃棄物の適正処理に努め、ダイオキシン類等有害物質の排出 を抑制し、周辺環境の保全及び公害防止に取り組んでまいりました。溶融スラグにつきましては、幅 広い活用を模索するとともに、最終処分費用の軽減のため、関係機関に利用促進を働きかけてまいりました。

消防業務では、圏域住民の生命と財産を守るため、隊員の救急救命力の向上、災害対応特殊車両の 導入並びに平成28年5月より運用開始予定の消防救急無線・指令センター共同整備事業を進めるなど、 安心で安全な消防、防災、救急体制の強化を図ってまいりました。

今後も、関係市の財政状況を見きわめ、施設の利用収入及び事業収入の確保に努め、分賦金の抑制 に取り組んでいくとともに、費用対効果を念頭に、各施設の延命化、効率化を図るため、計画的な施 設の整備、改修に努めてまいります。

筑西ふるさと市町村圏特別会計では、引き続き国債等による安全、確実な基金運用益を確保しつつ、 筑西広域圏のPRあるいは圏域の魅力化創出のため、ソフト事業に取り組んでまいります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計でございます。収支状況の表で、平成25年度 歳入総額は64億5,062万980円で、前年度に対し1億7,502万3,264円、2.8%の増となっております。

歳出総額は62億48万4,921円で、前年度に対して1億3,091万1,263円、2.2%の増額となっております。

歳入歳出差引額は2億5,013万6,059円で、前年度に対しまして4,411万2,001円、21.4%の増額となっております。

次に、中段で一般会計の1、歳入決算状況でございます。一般会計の歳入決算の一覧が下段の表で ございます。予算現額及び前年度に対する各科目の決算状況が記載されております。また、右の5ペ 一ジにはその概要が記載されておりますので、ご参照いただきながらご説明を申し上げたいと存じま す。

初めに、1番の分賦金、構成市からの負担金でございます。決算額53億4,171万2,000円、決算額全体の83%を占めております。

続いて、分賦金の概要でございますが、黄色い冊子の歳入歳出決算書をご覧になっていただきたい と思います。お手数でございますが、決算書の目次の裏のページをお願いいたします。下段の表でご ざいます。構成市別の分賦金決算一覧表でございます。区分欄で、1の議会総務費は、議会費、総務 費が事務局の経費で、それと筑西遊湯館の3項目になっております。

2の公園費は、県西総合公園に係る経費で、3の衛生費、(1)、①の病院群輪番制事業費は、重症 救急患者の医療確保事業に係る経費でございます。

- (2)、清掃費は、環境センターのし尿処理経費とごみ処理経費で、し尿処理施設費につきましては 結城と筑西市の2市の加入でございます。
- (3)、火葬場費は、きぬ聖苑に係る経費で、4、消防費、5、労働費は筑西地域職業訓練センター に係る経費でございます。これらの分賦金で、結城市は13億3,489万1,000円、分賦金全体53億4,171 万2,000円の25%を占めております。前年度より1,154万1,000円、0.9%の増となっております。筑西

市につきましては、28億502万5,000円で、全体の52.5%、前年度より2,871万5,000円、1%の増となってございます。桜川市につきましては、12億179万6,000円で、全体の22.5%、前年度に対しまして1,353万8,000円、1.1%の増となっております。

項目別でございますが、下から3枠目、4、消防費分賦金の合計欄で25億5,714万6,000円、全体の48%、下から5枠目、②のごみ処理施設費分賦金が21億5,658万2,000円で、全体の40%、これらの分賦金で約9割を占めている状況でございます。

続いて、筑西遊湯館の分賦金が2億1,391万2,000円で、全体の4%と続いております。

それでは、大変恐縮でございますが、また決算主要施策説明書4ページに戻らせていただきたいと存じます。下段の表で、2の使用料及び手数料でございます。決算額は4億3,375万518円で、決算額全体の6.7%となっております。項目別では、環境センターの事業系のごみ処分手数料が2,690万1,020円で62%、次いで筑西遊湯館使用料が8,239万450円で19%、続いてきぬ聖苑斎場使用料が1,843万6,500円で4%の順となっております。

3の国庫支出金でございます。2,281万8,000円は、消防ポンプ車と救急車購入にあたり、国からの補助がついたものでございます。

4の県支出金3,038万6,000円は、県西総合公園の運営に係る県からの委託金でございます。

5の財産収入、決算額799万円は、予算現額に対して大幅な増となっております。筑西市下川島地内、 当組合の所有地1,427.06平方メートルを平成24年度までは貸し付けておりましたが、借り受け人で同 用地の隣接の民間会社へ売却した収入となってございます。

6の繰越金2億602万4,058円は、前年度の繰越金でございます。

7の諸収入1億2,104万404円は、各施設における雑収入で、主なものといたしましては、環境センターにおける鉄くず売却代5,327万7,779円、ごみ処理施設の売電代で2,923万1,382円、事業系透明袋で831万6,900円などとなっております。

8の組合債2億8,690万円は、前年度に対しまして208%の伸びとなっておりますが、通年の消防車両購入費に加え、消防救急無線・指令センター共同整備事業債の2億1,030万円の増によるものでございます。

平成25年度の歳入合計は64億5,062万980円で、予算現額に対しまして7,377万5,980円の増、収入率は約101.2%でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。一般会計の歳出決算状況で、目的別歳出決算額の表を ご覧いただきたいと存じます。歳出合計欄で、決算額62億48万4,921円、予算現額に対しまして不用額 が1億7,636万79円で、執行率97.2%でございます。

科目ごとの構成比は、消防費が26億2,713万9,516円で42.4%、次いで環境センター、きぬ聖苑等に係る衛生費が19億3,983万5,120円で31.3%、公債費が12億7,230万3,942円で20.5%の順となっております。

7ページの中ほどにございます、3の主要施策の事業内容及びその効果、これは各施設の利用、運営状況を掲載したものでございますが、要点を絞り、特徴的な部分を中心にご説明申し上げたいと存じます。(2)、総務費、二重丸の一般管理費(事務局)でございますが、決算額1億3,205万6,301円で、このうち1億2,694万2,000円、96%が事務局職員15名の人件費となっております。

下から5行目、平成15年4月にオープンいたしました筑西遊湯館費、決算額1億4,752万8,766円は、 職員2名の人件費で1,871万円と施設の管理運営費1億2,881万9,000円となっております。

8ページをお願いいたします。平成25年度筑西遊湯館利用状況でございます。筑西遊湯館には、お風呂やプール、ジムの有料施設と食事どころで大広間の無料施設がございます。これらの利用者総数が、一番下の二重枠で囲まれているところがございます。合計欄が20万9,761人、338日の営業で、1日平均620人の利用をいただいております。前年度より1,637人、0.8%の増となっております。

続いて、9ページ、(3)、土木費は、平成4年4月に開園いたしました県西総合公園に係る費用で、 決算額7,287万3,316円は、職員4名の人件費で3,467万円と管理運営費で3,820万円となっております。 利用状況でございますが、太線枠のクロス点、総合計27万8,733人で、前年度とほぼ同様の利用状況 となってございます。1日平均800人の方に利用いただいております。

10ページをお願いいたします。(4)の衛生費、①、保健衛生費の中の小児救急医療事業費、この事業につきましては、平成16年8月1日からスタートし、つくば市との連携により、夜間及び休日の小児重症救急患者の利用確保事業でございます。拠点病院は、筑波メディカルセンター病院でございます。平成22年度より常時24時間体制に整えたため、国補事業の対象となりまして、全額国が負担しており、決算額はゼロとなってございます。太線枠のクロス点が本制度の利用者数の合計で1万7,262人、本圏域の利用状況は、左から5枠目で1,912人で、前年度とほぼ同様となっております。

次に、その下でございます。病院群輪番制事業費、決算額は2,787万3,480円でございます。昭和59年9月からスタートした休日及び夜間における重症救急患者の医療確保事業でございます。輪番病院は、筑西広域圏を東西に分けまして、東地区を県西総合病院と協和中央病院で、西地区を筑西市民病院、結城病院、そして城西病院が担当するものでございます。当番日数に合わせ、1日当たり3万1,965円を補助しております。利用状況は、中央の太線枠の合計欄で、入院、外来合わせまして7,065人、前年度よりも1,016人、12.6%の減となっておりまして、1日平均16.2人の利用状況となっております。

11ページ、②の清掃費でございます。環境センターに係る費用でございます。二重丸の清掃総務費、 決算額1億4,513万2,204円のうち1億3,529万7,000円、93%が職員15名の給与関係経費となってございます。

4行目、し尿処理施設費1億977万7,533円は、施設の管理運営に要する経費で、結城市と筑西市の2市加入でございます。し尿の受け入れ状況につきましては、太線枠のクロス点、合計で3,854万4,600キログラム、前年度より40万2,940キログラム、1.1%の増となっております。

次に、下段、ごみ処理施設費、決算額15億6,503万8,795円は、ごみ焼却施設の管理運営に要する経

費でございます。このごみ処理施設費の15億6,500万円の概要につきましては、恐れ入りますが、また 決算書のほうでご説明申し上げたいと思います。黄色い冊子の24ページをお開きいただきたいと存じ ます。24ページ、備考欄に二重丸でごみ処理関係経費15億6,500万円の内訳が載ってございます。主な ものを申し上げますと、11、需用費で1億9,400万円ほどでございます。これは、ダイオキシン等の有 害物質を除去するための活性炭、灰を固めるキレート剤など17品目にわたる薬剤購入などの消耗品で、 1億1,874万2,000円、また電気料を主体といたしました光熱水費で5,634万4,000円などが主なものと なってございます。

13の委託料で約9億1,100万円、これは施設の運転管理、維持管理をはじめとした施設管理等の委託料で、5億円強となってございます。焼却灰や埋め立て廃棄物の処分料などで、一般業務委託料となってございますが、4億1,000万ほどとなってございます。

そして、15の工事請負費で約4億1,600万円、これにつきましては、ごみ処理施設の燃焼設備、灰溶融設備、蒸気タービン設備等の改修など27項目にわたります維持補修工事費となってございます。

このように、ごみ処理、処分につきましては莫大な経費がかかっております。環境センターのごみ焼却施設は、平成11年度から14年度の4カ年継続事業で100億円以上かけて整備いたしております。減価償却が15年程度でございます。一部は本年度で15年を経過する状況となってございます。3市の財政状況から、減価償却に沿った施設更新は困難な状況であり、組合といたしましては、施設の延命化、長寿命化を図っていかなければならないと考えております。そのための施設改修、維持補修費は今後もかさんでいくものと考えておりますので、議員皆様並びに構成3市のご理解をいただきたいと存じます。

それでは、再び決算主要施策説明書12ページをお願いいたします。灰溶融炉から生成されたスラグでございますが、アスファルト合材として活用されたスラグは1,395トン、生成量3,761トンの37%でございます。溶融スラグにつきましては、引き続き有効利用を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、環境センター敷地内の埋め立て廃棄物の撤去処分でございますが、平成19年度から開始しまして平成25年度まででございますが、1万9,365立方メートル、全体量約3万5,400立方メートルに対しまして、25年度まででは55%を終了したこととなっております。

平成25年度ごみ受け入れ状況表でございます。太線枠のクロス点、可燃物と不燃物の合計でございますが、6万969.61トン、前年に比べまして1,051トン、1.75%の増となっております。圏域住民1人当たりにしますと、年間で約300キログラム、1日当たりに換算しますと830グラムのごみを排出したこととなります。

次に、13ページ、火葬場費、決算額でございますが、9,201万3,108円、職員2名の人件費で2,001万円、それときぬ聖苑管理運営費で7,200万円ほどとなってございます。

平成25年度火葬場利用状況は、表の太線枠のクロス点で、合計で2,544件、前年に対して140件、約

5.8%の増となっております。火葬件数につきましては、年々増加傾向となっております。

14ページをお願いいたします。(5)、消防費の消防総務費、決算額25億1,908万4,426円、このうち21億5,000万円が消防職員275名の人件費となっておりまして、85.2%となっております。そのほか、茨城県の消防救急無線・指令センター共同整備事業への負担金で約2億円、消防施設及び車両等の管理運営事務費で1億7,000万円ほどとなってございます。

中段の消防施設費、決算額1億805万5,090円は、桜川消防署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ車と 関城分署の高規格救急車を更新配備したものでございます。

15ページ、火災状況の上段の表をお願いいたします。火災発生件数は、結城市が18件、筑西市が44件、桜川市が18件、合わせて80件で、昨年度よりも4件の増となっております。4.6日に1件の割合で火災が発生したこととなります。

17ページをお願いいたします。中段の救急出場件数の表でございます。合計欄のクロス点、年間7,723件、昨年度より322件、4.4%の増となっております。 1日当たり21.2件の救急出場となってございます。

18ページをお願いいたします。(6)の労働費は、昭和56年に開設されました、桜川市、上野沼の北側に位置する筑西地域職業訓練センターに係る経費でございます。決算額733万1,000円は、職業訓練法人筑西職業訓練協会への指定管理委託料でございます。

19ページ、公債費の状況でございます。平成25年度末の組合債現在高の状況表でございます。区分欄の(1)、総務債は、筑西遊湯館の建設債でございます。(2)の衛生債は、環境センターのごみ処理施設建設債、(3)、消防債は、庁舎の整備債、車両整備債並びに消防救急無線・指令センター共同整備事業債となっております。

合計欄でございますが、前年度末現在高59億1,814万8,247円、本年度の借入額が2億8,690万円、償還が11億9,864万2,515円で、平成25年度末現在高は50億640万5,732円となっております。

20ページをお願いいたします。筑西ふるさと市町村圏特別会計でございます。平成元年度より平成2年度に市町村から9億円、茨城県から1億円、合計10億を基金として積み立て、その利子を活用してスタートした事業でございます。現在は取り崩して約2億円となってございますが、国債購入等による利子及び基金を繰り入れてソフト事業を展開しているところでございます。

収支状況でございますが、歳入総額791万6,003円、前年度に対しまして33万2,830円、4%の減額となっております。歳出総額は614万5,931円、前年度に対し65万8,195円、9.7%の減額となってございます。歳入歳出差引額は177万72円で、前年度に対して32万5,365円、22.5%の増額となっております。

下段の歳入決算額の表でございますが、1の財産収入決算額は、基金の利子で230万9,821円、国債利回り0.3%から1.4%の運用益でございます。

2の繰入金は、基金元金からの繰り入れで416万1,000円、3の繰越金144万4,707円は前年度繰越金でございます。

4の諸収入が475円、歳入合計決算額791万6,003円、予算現額に対しまして106万7,003円の増、収入率115.6%となっております。

21ページ、目的別歳出決算の表でございます。歳出合計決算額は614万5,931円、不用額が70万3,069円で、執行率89.7%となっております。

22ページをお願いいたします。3の主要施策の事業内容及びその効果でございますが、①、筑西広域イベントの開催では、郷土芸能や物産展、乗馬、気球などの体験型イベントとして、県西総合公園において第15回「やっぺえ」を開催いたしまして、2万1,000人の来場者に楽しんでいただいております。

そのほか、②、広報紙「ちくせい」の発行では、組合の情報発信、PRを図るため、年2回、全戸配布をしております。また、ホームページの企画、更新などにも取り組み、圏域のPRと魅力アップに努めているところでございます。

以上、認定第1号 平成25年度決算認定について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(赤城正徳君) 以上で説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

〇議長(赤城正徳君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本件につきましては、監査委員の監査を受けておりますので、稲葉里子監査委員よりご報告をお願いいたします。

〔監査委員 稲葉里子君登壇〕

〇監査委員(稲葉里子君) ただいま議長より指名がありましたので、平成25年度の決算審査につきまして意見を申し述べたいと思います。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者から審査に付された平成25年度の歳入歳出決算、 その他政令で定める書類について審査いたしましたので、その結果について飯島監査委員とともに意 見を提出するものであります。

審査の対象は、平成25年度の筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び筑西ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の2会計であり、総収入済額が64億5,853万6,983円に対し、総支出済額が62億663万852円で、実質収支は2億5,190万6,131円であります。

審査は、平成26年7月23日、24日の2日間であり、筑西広域市町村圏事務組合消防本部会議室において実施いたしました。

審査方法は、審査に付された決算及び証拠書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに

財産に関する調書について、会計管理者所管の歳入簿、歳出簿、その他関係帳簿類と照合し、さらに 関係職員から説明を求めながら、決算計数の正確性、予算執行の適否及び内容の妥当性について慎重 に審査を実施いたしました。審査に付された決算及び附属資料の計数は正確であり、予算執行状況並 びに内容についても適正かつ妥当なものと認めたところであります。

なお、決算の概要については別冊の25年度決算主要施策説明書のとおりでありますが、審査の過程 で感じた点について意見を述べたいと思います。

それでは、意見書の概要について説明をいたします。初めに、執行状況については、経費節減を主眼に予算執行に努めた旨報告されましたので、不用額の確保努力は評価するものであります。しかし、景気が上昇傾向と言われる中、地方財政を取り巻く状況については依然厳しく、低水準というのが実感であり、構成3市においても例外ではないことから、今後も、市民の大切な血税であることを十分に認識した上で経費の節減に努め、最小の経費で最大の効果が得られるよう工夫と改善を望むものであります。特に施設の維持管理においては、日ごろの保守点検を適切に実施するとともに、長期的な施設利用を念頭に計画的かつ効率的に改修することを望むものであります。

続きまして、各施設に対する意見について申し上げます。まず、筑西遊湯館については、施設内部 の利便性や老朽化に対するリニューアルを含めた改修を望むものであります。

次に、県西総合公園は、これまでどおり遊具などの安全性を確保し、皆が快適に楽しめるような施 設運営に努めていただきたいと思います。

次に、環境センターですが、まず溶融スラグについては、最終処分費用の削減につながるよう努め、 併せて製造から売却または処分までの費用対効果を考慮した管理を望むものであります。また、埋め 立て廃棄物撤去作業については、進捗率が54%となりましたが、現在の受け入れ処分場から受け入れ を断られた場合の対応も想定しながら、早急に作業を進められるようお願いいたします。

次に、きぬ聖苑については、高齢化社会に伴い、火葬件数が増加傾向にあることを踏まえ、計画的な施設整備を図られたいと思います。

次に、消防本部は、引き続き人材育成に努めていただきたいと思います。また、施設の老朽化や市町村合併後の適正配置を含めた署所の統廃合について、住民の安心安全を第一に考え、最大のメリットを引き出せるよう、関係機関との今後の協議に期待しています。

次に、筑西地域職業訓練センターについては、指定管理者制度を導入し、経費節減を図っていますが、費用対効果を考えると効率のよい運営とは認識できません。今後については、職業訓練センターの所期の目的を達成し、一定の役割も果たしたことを念頭に適切な対応を望むものであります。

最後に、筑西ふるさと市町村圏特別会計は、今後も、筑西ふるさと市町村圏基金をはじめ基金から 生じる財産収入について適切な管理を心がけ、慎重かつ有効な運用に努められたいと思います。

以上、概略でありますが、監査委員の意見といたします。なお、詳細につきましては監査意見書を ご参照いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(赤城正徳君) 以上で監査委員の報告を終わります。

質疑を願います。

17番、加茂幸恵君。

[17番 加茂幸恵君登壇]

O17番(加茂幸恵君) 決算認定について意見を述べ、質疑をしたいと思います。

今お聞きしました、そういう中で、施策説明書のほうの6ページ、労働費ですけれども、25年度は 決算額が733万1,000円でした。前年度を見てみますと、1,112万8,337円と、その額34%が減額となっ ています。そういう中での取り組みがなされたと思うのですが、18ページを見てみますと、利用者数 が今年度、25年度9,100人でした。その前の年は8,647人と、前年比で453人増えています。その点を見 てみますと、そこにも書いてありますように、県の離職者等職業訓練を多く受託できたことが主な要 因だと書かれています。そしてまた、職業訓練の内容については、講座開設や訓練の講座など、多方 面の計画が実施されてきたことも書かれておりますが、そうした中で、先ほど一般質問の中でお聞き しましたら、協会の運営について、今回のあれを見ると、1万人を切っていると、利用者が。この点 につきましてもう一度お聞きしたいのですが、22年度にカウントの仕方が変わったのだということを 聞いています。それまでは、1日利用の場合は午前と午後で2と数えていた、それを改善して、その 後には1日利用の人は1と数えると、そうしますと、半分の数に、それを境にしてがくんと落ちてい る、その数は以前と変わらないのだという説明を受けています。その点で、先ほど休憩時間にもお聞 きしましたら、そういうことであることを事務局長さんも言われておりました。

そういう中で、私が一番心配して聞いていましたのは、今監査委員さんの報告でも、今後の効率的な運用に対して、もう役割は終わったのではないかというのが出ていましたので、特にお聞きしたかったのは、こんなに雇用状況が悪化して、ハローワークの前は行列して、市役所の駐車場にとめたり、あるいはいっぱいで図書館にとめたりして、歩いてハローワークに行っている人たちが本当にあふれているのです。そういうときに、訓練をして、即戦力として勤めを見つけたいという人たちの思いからすれば、私は、今、職業訓練センターは、まだそういう話は出ていませんが、閉じてしまう方向を考えるのではなくて、むしろ、やっぱりもっと活用を展開するということに力を入れていくべきではないかと思うのです。

それともう一つ、今契約で見ると、25年度から5年間の契約期間を指定管理者制度で結んでいるわけですが、今2年目ですので、まだ途中です。しかも、5年間の3,665万でしたか、金額についても締結しているわけです。それは、例えば5分の1で割ったとしても、今年の額は5分の1よりずっと低い額が計上されているわけですから、その中で努力をして、そしてハローワークのほうからの提携をしたり、それから玉戸にある産業技術学院、そちらからも生徒をこちらに向けていただくという、そういうことが非常に努力がされているというのがこの文面から分かります。そういう点で、今後どのように考えているのか、ご答弁をお願いします。

○議長(赤城正徳君) 加茂幸恵君の1回目の質疑に答弁願います。

福田事務局企画財政課長。

[事務局企画財政課長 福田 洋君登壇]

〇事務局企画財政課長(福田 洋君) 加茂議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、予算のほうが1,300万から733万1,000円に下がった件でございますが、こちらの差は、指定管理者制度になりましたことによりまして、うち、事務組合の職員がおりませんので、その分の人件費が落ちてございます。

あと、733万円から650万円になりました件につきましては、これは初年度、25年度、初めの年、733万1,000円でスタートいたしましたが、その決算が出まして、それの内容といたしまして、訓練協会とも協議いたしまして、650万円でということで26年度スタートしてございます。また、来年につきましても、協会との協議がございますので、そちらで進めることになると思います。

また、カウントの方法の件でございますけれども、平成22年度から変わってございます。これは、 国のほうの当時の雇用・能力開発機構のほうからの指導がございまして、カウントを、1日いる人は 1カウントというふうなカウント方法にしなさいということで、それ以前ですと午前、午後でダブル カウントできたわけですけれども、そういった指導は国のほうからございました。

それと、講座のほうのことをおっしゃっていましたけれども、そちらにつきましては、運営につきましては職業訓練協会のほうが行っておりますので、そちらの自助努力次第というふうに考えてございます。

以上でございます。

- **〇議長(赤城正德君)** 加茂幸恵君。
- O17番(加茂幸恵君) 今の点で、2回目の質疑を行います。

カウントについては、22年度から変わって、国の指導でやられたということですが、そうすると、 決して落ちていないというように理解していいわけですね。

それともう一つ、決算で協議をして、協会との協議で金額については650万というふうになったということでした。これについては私たちがどうこう言うあれではありませんが、総額が決められておりますので、その枠の中でぜひ協会とのしっかりした協議をしていただきたいというように思います。

それで、一番大事な点でまだ答弁がされていませんけれども、今後の方向です。ぜひ、契約期間がまだ残っておりますので、企業努力ではないですけれども、努力もしていただくことはもちろんですけれども、既に産業技術学院やハローワークから仕事が回されてきていると、あるいは講座もしっかり組まれているという中ですので、ぜひ、やっぱり、これは労働者の自分のスキルアップをしたいという思いに応えて、残してやっていくべきではないかということをぜひ要望したいと思うのですが、その点についてお尋ねします。

○議長(赤城正徳君) 加茂幸恵君の2回目の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

〇事務局長(横田有司君) それでは、加茂議員さんのご質問にお答え申し上げたいと存じます。

指定管理者の5年間の件でございますけれども、今現在2年目でございます。指定管理、昨年の25年度が733万1,000円、今年度の予算の段階では650万円ということで、初年度より下がった理由というのは、基本的に実績が発生したということで2年目は下げてございます。1年目が余り、概算的な金額だったというふうに考えておりましたので、その実績が出たことで650万にしております。

それで、今後のことでございますが、あくまでも運営については訓練協会が行っております。それで、広域が万が一訓練センターから手が離れるといった場合に至ったとしても、訓練センターそのものの運営がなくなるわけではございません。協会があくまでも運営主体を、現在もなっておりますので、その点はちょっと誤解を招かないようにしていただきたいというふうに思っております。

それからあと、途中で広域が離れるというふうなことでございますけれども、離れるにあたっては、 毎年協定していますので、その中で、甲乙の関係でいえば、甲が組合になるわけでございますけれど も、甲のほうに特に必要があると認める場合は、管理業務の全部または一部を廃止することができる という、第13条に取り決めがございます。ですから、甲の状況によって、いつでもというのは語弊が ありますけれども、こちらの状況によって全部、一部をやめることは可能であるというふうに考えて おります。ただ、今現在指定管理を行っている以上、広域の公金がつぎ込まれているわけでございま すので、指定管理している間は基本的には全面協力してやっていくというふうに考えております。ご 理解のほどお願いいたします。

〇議長(赤城正德君) 加茂幸恵君。

O17番(加茂幸恵君) 今漏れていた答弁で、カウントで減ってはいないということで、3回目をお願いします。後から。

○議長(赤城正徳君) 加茂幸恵君の3回目の質疑に……

○17番(加茂幸恵君) 今のは2回目の答弁漏れです。

〇議長(赤城正徳君) それでは、横田事務局長。

〇事務局長(横田有司君) 答弁漏れがございましたので、申しわけございませんでした。

カウントの件は、先ほど福田のほうから申し上げましたように国からの指導でございますが、毎年毎年減っているという事実は、昨年度を見れば若干浮いて、伸びているというふうな傾向は見られますけれども、全体を押しなべてみますと、如実に減少傾向になっているというふうな状況でございますので、それはご理解いただきたいと思います。

〇議長(赤城正德君) 加茂幸恵君。

O17番(加茂幸恵君) 3回目です。

カウントの点につきましては、数字で見れば変わっていないというように私は感じます。 それで、最後になりますけれども、広域が離れるとしても協会がなくなるわけではないという説明 でしたが、広域が離れないでほしいと、今、5年間の契約期間は。今、こんなに雇用の問題が、先ほどから強調していますように、深刻なときに、やっぱり広域の議会として、1つの事業から手を引くということのないように、やっぱり契約期間はせめて実施をしていくというはっきりした答弁が欲しいと思うのですが、管理者の皆さん、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(赤城正徳君) 加茂幸恵君の3回目の質疑に答弁願います。 須藤管理者。

〇管理者(須藤 茂君) 今加茂議員さんからそのようなご質問があったわけでございますけれども、契約した以上は一生懸命努力をさせていただきますけれども、しかしながら、逆に皆様方の税金も預かっている、お金も預かっているわけでございますので、そこら辺のところはしっかり見きわめていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

〇議長(赤城正徳君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(赤城正徳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(赤城正徳君) ご異議なしと認め、採決いたします。

認定第1号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について、報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(赤城正徳君) 起立全員。よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長(赤城正徳君) 次に、日程第10、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。 本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出が あったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(赤城正徳君) ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長(赤城正徳君) 以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。 閉 会 (午後 2時46分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年11月7日

議			長	赤	城	正	德	(EII)
署	名	議	員	田	中	隆	徳	(EI)
署	名	議	員	池	田	=	男	